

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設の名称
南アルプス赤石温泉白樺荘
- 2 指定管理者の名称
静岡市井川振興会
- 3 指定期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 選定の経緯
 - (1) 非公募
 - ア 非公募の理由
地域の住民団体による管理が施設の設置目的を効果的に達成できる施設であるため。
 - イ 募集期間
平成26年10月20日（月）～平成26年11月19日（水）
 - ウ 募集対象団体（順不同）
静岡市井川振興会
 - (2) 審査方法
 - ア 審査の種類
 - (ア) 書類審査 平成26年12月10日
 - (イ) プレゼンテーション 平成26年12月10日
 - イ 審査委員会
委員長 杉山 貴勇（中山間地振興担当部長）
委員 草分 與志（中山間地振興課長）
〃 小林 満明（参与兼農業政策課長）
〃 杉山 満（藁科都市山村交流センター館長）
〃 大塚 郁美（油山苑若女将）
 - ウ 審査基準（審査表）
（別紙 審査表・・・配点等を除く）
 - エ 決定方法（審査方法）
各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。
 - (3) 審査結果
 - ア 選定された団体の名称及び点数
 - (ア) 名称：静岡市井川振興会
 - (イ) 点数：77.6点／100点満点（市が設定した最低基準点70点）
 - (ウ) 指定管理料提示額：13,696,000円
 - イ 総評（選定の理由等）
 - ・静岡市井川振興会は、井川地区の公共的団体によって構成された組織であり、地域資源を活かした自主事業を展開することにより、地域との密着性の高い活動が可能であり、同地区における地域振興への効果が期待できる。

- ・先の指定期間における総合評価では、集客や運営の状態からC評価となっており、指定管理者はその評価内容を真摯に受け止め、周辺登山道の整備やエコツアーの利用など、集客を目指した事業展開が示されたことから、引き続き指定管理者として指定することが適当であると判断された。

- (4) 指定管理者選定委員会（委員会設置規程にリンク）
- (5) 市議会の議決 平成 27 年 3 月 20 日
- (6) 指 定 平成 27 年 3 月 20 日
- (7) 公 告 平成 27 年 3 月 31 日

指定管理申請者審査の採点の目安

項 目	満点	非常に良い	良い	普通	やや課題あり	課題あり
◆事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。(配点25点)						
・施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。	5	5	4	3	2	1
・施設の設置目的を十分に理解し、その目的を達成するための事業が事業計画に盛り込まれているか。	10	10	8	6	4	2
・市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	10	10	8	6	4	2
◆事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。(配点25点)						
・市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で示されているか。	5	5	4	3	2	1
・市民ニーズの把握と施設運営の適切な反映策が示されているか。	5	5	4	3	2	1
・利用者増のための具体的方策が示されているか。	10	5	4	3	2	1
・事業計画を実施するために、必要な予算措置がなされているか。	5	5	4	3	2	1
◆事業計画に沿った管理を行うために必要な物的、人的能力を有していると認められること。(配点25点)						
・【現管理者が申請の場合】指定管理者としての実績は十分か。 ※総合評価B・Cは5～9点	10	10	8	6	4	2
・施設全体の管理運営に必要な能力(配置体制)を有しているか。	5	5	4	3	2	1
・事故、災害などの緊急時における対策は適正か。	5	5	4	3	2	1
・従業員の資質向上策はあるか。	5	5	4	3	2	1
◆管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。(配点15点)						
・決算収支の状況は適正であるか。	5	5	4	3	2	1
・適正な経理的処理能力を有しているか。	5	5	4	3	2	1
・過去数年間に於いて損失が続いていないか。	5	5	4	3	2	1
◆その他(配点10点)						
・事業を取り組む自主性及び積極性が見受けられるか。	10	10	8	6	4	2
計	100	100	80	60	40	20

最低基準 70点

指定管理申請者審査表

施設の名称 南アルプス赤石温泉白樺荘

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

基本項目	審査項目	比率①	評価②	点数 ①×②
と。(二五点) 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 1		
	施設の設置目的を十分に理解し、その目的を達成するための事業が事業計画に盛り込まれているか。	× 2		
	市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 2		
	【所見欄】			
実現するものであること。(二五点) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で示されているか。	× 1		
	市民ニーズの把握と施設運営の適切な反映策が示されているか。	× 1		
	利用者増のための具体的方策が示されているか。	× 2		
	事業計画を実施するために、必要な予算措置がなされているか。	× 1		
【所見欄】				
と。(二五点) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的、人的能力を有していると認められること。	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。	× 1		
	施設全体の管理運営に必要な能力（配置体制）を有しているか。	× 1		
	事故、災害など緊急時における対策は適正か。	× 1		
	従業員の資質向上策はあるか。	× 1		
【所見欄】				

こと。(十五点) 管理の業務を適切かつ円滑に行 うための経理的基礎を有している	決算収支の状況は適正であるか。	× 1		
	適正な経理的処理能力を有しているか。	× 1		
	過去数年間において損失が続いていないか。	× 1		
	【所見欄】			
その他(一〇点)	事業を取り組む自主性及び積極性が見受けられるか。	× 2		
	【所見欄】			

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】